

令和8年10月2日

丹羽広域事務組合

管理者 鯖瀬 武 様

丹羽広域事務組合水道事業経営審議会

会 長

山田 徹 夫

丹羽広域事務組合の水道料金について（答申）

本経営審議会は、令和8年4月22日付け丹羽広水発第75号により諮問を受け、慎重に審議を進めた結果、別添のとおり答申いたします。

記

1 答申内容 別添のとおり

丹羽広域事務組合の水道料金について

答 申 書

令和 8 年 1 0 月 2 日

丹羽広域事務組合水道事業経営審議会

目 次

丹羽広域事務組合の水道料金について

1	はじめに	1
2	適正な水道料金について	1
	(1)料金改定の必要性	1
	(2)料金算定期間	2
	(3)資産維持率	2
	(4)料金改定率	3
	(5)料金改定時期	3
	(6)料金体系	3
3	付帯意見	5
4	おわりに	6

付属資料

答 申 書

1 はじめに

水道事業は、水道法に基づき、住民の日常生活や社会経済活動に不可欠な水を安全かつ安定的に供給するという重要な役割を担っている。また、公営企業として「独立採算制」を基本原則として運営されており、使用者からの給水収益を主な財源として成り立っている。

しかしながら、現在の水道事業を取り巻く経営環境は、少子高齢化の進展に伴う人口減少に加え、単身世帯や核家族化の増加が進み、更に節水機器の普及等による節水型社会の定着に伴って水需要の減少が続いている。一方、水道施設の老朽化対策や耐震化等の強靱化にかかる経費は年々増大しており、経営環境は厳しさを増している。このような社会情勢の変化に柔軟に対応し、水道事業を持続可能なものとするためには、効果的な取り組みによる経営基盤の強化を推進することが不可欠である。

本水道事業においては、令和4年4月に平均改定率15%の料金改定を実施したところであるが、水道ビジョンの基本理念を将来にわたり実現していくためには、今後も収入不足の改善が引き続き、避けられない課題となっている。

このような状況の中、本審議会は令和8年4月22日に管理者（扶桑町長）より「丹羽広域事務組合の水道料金について」の諮問を受けた。これにより、本水道事業の現状及び投資・財政計画等の関連資料に基づき、これまで全4回にわたり慎重かつ多角的な審議を重ねてきた。ここに審議の結果、一定の結論を得たので、以下のとおり答申する。

2 適正な水道料金について

（1）料金改定の必要性

本水道事業における水道料金について、慎重に審議を重ねた結果、次の理由により、早期に料金改定を実施することが不可欠であることの結論に達した。

ア 収入の減少傾向と経営環境の悪化

人口減少等の進行や使用者の節水意識・節水型機器の定着に伴い、有収水量は減少の一途を辿っており、これに比例して水道料金収入も右肩下がり状況が続いている。

イ エネルギー価格及び県営水道料金の高騰

本水道事業では、令和4年4月に水道料金の改定を行ったところであるが、その後に生じた世界情勢の変化に伴うエネルギー価格の高騰は、管理運営コストに著しい打撃を与えている。

更に県営水道料金については、段階的に値上げが行われており、今後も更なる値上げが予想されることから、事業経営の圧迫要因となっている。

ウ 施設更新・耐震化への対応と諸物価の高騰

このような厳しい環境下において、耐震化工事等の事業計画の見直しを図り、経費削減に努めてきたものの、事業経営はますます厳しさを増している。一方で、安全・安心な水を届けるためには、老朽化した管路や施設を中心に適時適切な更新・耐震化を進めることが不可欠である。しかしながら、近年の著しい資材価格や人件費の高騰により、工事費、管理運営コストは膨らみ続けている。

このようなことから、将来にわたり安全・安心・持続可能な水道サービスを確実に維持していくためには、徹底した経営努力を前提としつつも、急激な費用増加と収入減少に対応した適正な水道料金体系への見直し（料金改定）を講じることが極めて切実かつ不可避な状況である。

（２）料金算定期間

水道事業者が水道料金を設定・改定する際の大綱的指針である公益社団法人日本水道協会が策定した「水道料金算定要領」においては、料金算定期間は、概ね３年から５年を基準として定められている。

本水道事業における水道料金の算定期間についても、施設更新の需要や中長期的な経営環境の動向を総合的に見据えることが不可欠である。

特に近年は、物価高騰やエネルギー価格の変動、人口減少に伴う有収水量の減少傾向等、経営を取り巻く不確定要因が増大している。こうした中長期的な経営状況の変化に対応しつつ、社会経済情勢等の急激な変化にも柔軟かつ、適正に対応できるよう、料金算定期間は、令和９年度から令和１３年度の５年間とすることが妥当である。

（３）資産維持率

資産維持費を構成する資産維持率について、前述の「水道料金算定要領」においては、将来にわたる施設の更新・再構築を円滑に推進し、持続可能かつ、永続的な給水サービスを確保するための標準的水準として、料金算定期間における対象資産の３％が提示されており、各水道事業者が置かれた創設時期や中長期的な資産管理に基づく施設更新の進捗状況等を総合的に勘案して決定するものとされている。

本審議会において検証を行った結果、標準値である３％をそのまま適用した場合、改定幅が甚大となり、使用者及び地域経済に対する影響は極めて大きいことが確認された。

従って、今回の料金改定においては、現時点で保有する内部留保資金を有効に活用しながら着実に施設整備を推進することを考慮しつつ、今後の経営環境の変化に応じて定期的な料金改定・見直しを持続して実施していくことを前提条件として、財政シミュレーションで算定した必要最低限となる０.62％が妥当である。

(4) 料金改定率

水道事業は「経費の維持管理及び資本の回収を料金等の収入をもって賄う」独立採算制を原則としている。この基本原則に鑑み、持続可能な経営基盤を確立して、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給するとともに、更新投資の先送りによる将来世代への負担を回避・軽減するためには、事業に必要な経費を適正な水道料金によって、適正に回収することが不可欠である。

本審議会においては、中長期的な需要予測及び施設・管路の更新需要並びに物価高騰等に伴う管理運営コストの動向を踏まえ、慎重に審議を重ねた結果、健全な経営体制を維持しつつ、老朽化対策を確実に取り進めるためには、平均改定率 16% の引き上げを行うことが妥当である。

(5) 料金改定時期

今後の事業運営に伴う収支見通し並びに事業計画・更新計画等を総合的に勘案した結果、事業の健全な経営基盤を維持し、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に供給し続けるためには、然るべき時期での料金改定が不可欠である。

具体的には、中長期的な財政見通し及び今後の事業計画等を踏まえ、改定に伴う使用者や経済活動への影響を考慮した周知・準備期間を適正に確保する観点からも、料金改定の時期については、令和 9 年 10 月 1 日とすることが妥当である。

また、中長期的な経営環境の変動や物価動向、施設更新の進捗状況等を定期的に検証し、適切な経営健全性を確保する観点から、今後は概ね 5 年毎に事業計画及び収支状況を点検し、必要に応じて料金の見直しを行うことが必要である。

(6) 料金体系

ア 基本料金と従量料金の配分割合について

水道料金の体系の在り方は、受益者負担の原則に基づき、使用者に対して公平な料金負担を求めるものであり、同時に健全な事業運営を維持できるよう料金収入の安定性を確保するものでなければならない。

平成 25 年 3 月に厚生労働省が策定した「新水道ビジョン」においては、今後の料金見直しの方向性として、人口減少等に伴う水需要の増減に収入が左右されにくい体系へと移行することが示されている。併せて、急激な変更に伴う使用者への影響を考慮し、「現行の料金制度から使用者の影響の小さい範囲で徐々に基本料金で費用を回収するような体系に変更していくことが重要である。」とされている。

本水道事業の料金構造においては、水道の使用水量の有無に関わらず、固定的に量水器口径に応じて負担する「基本料金」と、使用水量に応じて変動的に負担する「従量料金」から構成される「二部料金制」を採用している。この仕組みは、原価の性質に応じた合理的な料金徴収方法であることから、今後とも継続して採

用することが望ましい。

なお、基本料金と従量料金の配分割合については、収入の安定性と利用者間の負担の公平性の双方に配慮し、以下のとおりとすることが妥当である。

イ 基本料金

基本料金は、使用水量の有無に関わらず、固定的に量水器口径に応じて負担していただく料金であり、料金収入における基本料金の割合を増加させることは、使用水量が減少した場合であっても料金収入の大幅な減少を回避し、安定した事業経営を可能とする効果がある。

本水道事業においては、今後の人口減少に伴い、水需要の減少が進み、これに起因する料金収入の減少が確実視されていることから、経営基盤の安定化に向けて基本料金の割合を増加させることが不可欠である。

一方で、基本料金の割合を増加させることは、使用者の負担感や生活へ与える影響が極めて大きいことに配慮する必要がある、過度な急増を避け、段階的に割合を増加させていくことが妥当である。

これらを踏まえ、今回の料金改定においては、料金収入における基本料金の割合を30%と設定する。併せて、本水道事業が一般家庭に対して量水器口径20mmの使用を推奨している実情に応じ、若干の調整を行いつつ、現行の基本料金に対して一定の率を乗じる手法をとることにより、口径間の料金体系の割合については、概ね現行水準を維持することが妥当である。

ウ 従量料金

従量料金は、使用水量に応じて変動的に負担している料金である。本来、費用負担の公平性を確保する観点からは、均一単価が望ましいとされているが、本水道事業においては、使用水量が多くなるにつれて単価が高くなる「逓増型料金体系」を採用してきた。

この逓増型料金体系が導入された背景には、かつて想定されていた水の多量使用を抑制する目的があった。しかし、近年の水需要の全体的な減少に伴い、多量使用抑制の必要性は希薄化しており、現状にそぐわない料金構造となっていることから、逓増度そのものを見直す必要性が生じた。

逓増度が高い料金体系の下では、多量使用者の水需要が減少した際、単価の高い水量区分における収入が大きく落ち込むため、事業全体の料金収入の大幅な減少を招くリスクを抱えている。

従って、今後の料金設定にあっては、水需要減少傾向の現状を踏まえ、一般家庭等の少量使用者の負担に十分配慮しつつも、料金収入の安定化を図る観点から、逓増度を極力緩やかにすることが妥当である。

エ 水道料金表

上記のアからウを踏まえ、水道料金表については、下記のとおりとすることが妥当である。

水道料金（１か月あたり：税抜き）

口径	基本料金	従量料金（１ｍ³当たり）				
		１～１０ ｍ³	１１～２０ ｍ³	２１～３０ ｍ³	３１～４０ ｍ³	４１ ｍ³以上
１３ｍｍ	８００ 円	５９ 円	１２５ 円	１８７ 円	２２１ 円	２２５ 円
２０ｍｍ	１,４２０ 円					
２５ｍｍ	２,４００ 円					
３０ｍｍ	６,５００ 円					
４０ｍｍ	１１,０００ 円					
５０ｍｍ	２２,０００ 円					
７５ｍｍ	５１,５００ 円					

[参考]

現行水道料金（１か月あたり：税抜き）

口径	基本料金	従量料金（１ｍ³当たり）				
		１～１０ ｍ³	１１～２０ ｍ³	２１～３０ ｍ³	３１～４０ ｍ³	４１ ｍ³以上
１３ｍｍ	６００ 円	４７ 円	１１３ 円	１７５ 円	２０９ 円	２１３ 円
２０ｍｍ	１,２４０ 円					
２５ｍｍ	１,８００ 円					
３０ｍｍ	４,８００ 円					
４０ｍｍ	８,２００ 円					
５０ｍｍ	１６,５００ 円					
７５ｍｍ	３９,０００ 円					

３ 付帯意見

（１）経営努力と業務改善による経営健全化の推進

広域連携等によるスケールメリットの追求や、近隣事業体との積極的な情報交換を通じて他団体のコスト削減事例等を参考に導入を図るとともに、自己水の有効利用や県営水道料金の抑制をはじめとした継続的な経営努力・業務改善を徹底し、将来にわたる経営の安定化と健全化の維持・向上に引き続き努められたい。

（２）使用者の理解を深めるための積極的な広報・PR の推進

水道事業体として真摯に取り組んでいる経営努力や経費削減の成果については、現状、多くの使用者に十分に伝わっていない側面が見受けられる。使用者の理解と

協力が得られるよう、わかりやすさを最優先とした広報活動を展開し、事業の取り組みや経営状況についての周知・PRにより一層努められたい。

(3) 適切な資産管理と防災基盤の整備

将来への持続可能な水道事業を確立するため、資産の健全性を保つ適正な資産維持費の算入を行うとともに、南海トラフ巨大地震等の大規模災害に備え、水道施設及び管路の耐震化対策を着実に進め、安全で安心な水道水の安定供給体制の構築に努められたい。

4 おわりに

本水道事業は、昭和 47 年に尾張北部水道企業団として発足して以来、幾多の変遷を経て、平成 14 年には丹羽消防組合との統合により、現在の丹羽広域事務組合となり、長きにわたり地域住民の生活と産業を支える基幹インフラとして、安全で安心できる水道水の供給にたゆまぬ努力が重ねられてきた。

しかしながら、節水型社会の定着や人口減少等に伴う有収水量の減少、更には老朽化した施設の更新需要の増大や物価高騰等に加え、近年激甚化する自然災害への迅速かつ的確な対応等、現状を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にある。このような時代だからこそ、これまで培われてきた質の高い水道技術を確実に維持・発展させ、変化する社会情勢に柔軟に対応しつつ、常に使用者に信頼される水道であり続けることが強く求められる。

本水道事業におかれては、この答申の趣旨を十分に踏まえ、施設や管路の耐震化をはじめとする災害対策を推進するとともに、丹羽広域事務組合水道事業が健全経営を維持した上で、将来にわたり安全かつ強靱な水道を次世代へと確実に引き継がれていくことを切に要望する。

付属資料

(1) 諮問書



丹羽広水発第75号
令和8年4月22日

丹羽広域事務組合水道事業経営審議会
会長 山田 徹志 様

丹羽広域事務組合
管理者 鯖 瀬



丹羽広域事務組合の水道料金について（諮問）

丹羽広域事務組合水道事業経営審議会の設置及び運営に関する条例第3条第3号の規定に基づき、下記の諮問事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

丹羽広域事務組合の水道料金について

2 諮問の趣旨

本組合の水道事業は、昭和の高度経済成長期から今日に至るまで、住民の日常生活を支える生命線として、また、地域経済を支える重要なインフラとして、安全で良質な水の安定供給に努めてまいりました。しかしながら、当事業を取り巻く経営環境は、未曾有の転換期を迎えております。

第一に、人口減少及び節水型社会の定着による有収水量の減少です。近年の世帯構成や生活様式の変化、節水家電の機能向上により有収水量は減少傾向であり、根幹たる水道料金収入は減少の一途を辿っております。令和8年度予算編成においても、一般家庭用を中心とした給水収益の減収が余儀なくされており、水道料金収入の右肩下がり構造は、今後も継続するものと予測されます。

第二に、老朽化した水道施設の更新需要の増大と耐震化の推進です。高度経済成長期に整備された管路や施設が相次いで更新時期を迎えており、大災害に備えた耐震化も喫緊の課題となっております。これら膨大な更新費用を確保しつつ、限られた財源の中で適切な投資を継続していく必要があります。

第三に、管理運営コストの上昇と経費抑制の限界です。令和4年4月には、水道料金平均15%の改定を行ったものの、その後のエネルギー価格の上昇に伴う電気料金の高騰や、資材価格、人件費の上昇は、水道水の製造・送配水に係る維持管理コストを著しく押し上げています。また、県水水道料金の値上げも大きく経営を圧迫しており、これまでの内部努力による経費の削減のみでは、現在の料金水準を維持しつつ、公営企業会計としての経費収支適合の原則を堅持することが困難な状況となっております。

以上のような状況に鑑み、将来にわたって「安全・安心・持続可能」な水道サービスを維持していくためには、現行の料金体系が真に受益と負担の公平性を保っているか、また、施設の更新に必要な財源を安定的に確保できる水準にあるかを改めて検証し、現行の料金体系を見直す必要があります。

ついては、貴審議会に多角的な視点からご意見を賜りたく諮問します。

(2)委員名簿

丹羽広域事務組合水道事業経営審議会委員

役 職	氏 名	選 任 区 分
会 長	山 田 徹 志	各種団体の代表者 株式会社日章 代表取締役社長
副会長	高 木 明	扶桑町地区の代表者 元扶桑町職員
委 員	浅 野 朋 幸	各種団体の代表者 有限会社浅野保温 代表取締役
委 員	江 口 雅 幸	知識経験を有する者 税理士
委 員	岡 孝 夫	知識経験を有する者 元大口町議会議員
委 員	織 田 喜代美	水道利用者の代表者 おだきよみ建築設計
委 員	長谷川 聡	水道利用者の代表者 医療法人医仁会さくら総合病院 運営部部長
委 員	服 部 真由美	大口町地区の代表者 大口町社会教育委員兼公民館運営審議会委員

(委員は、50 音順)

(3)審議会経過

		開催日	審 議 の 概 要
令和 8 年度	第 1 回	4 月 22 日	管理者からの諮問 スケジュールの確認 答申の概略説明 公営企業と料金の仕組み 課題の整理 目標の確認
	第 2 回	6 月 24 日	今回のテーマ 前回（第 1 回）の主な内容 財政計画の見直し 収入増・経費抑制の取組みと効果 料金改定の必要性 近隣事業体との比較 愛知県内水道使用量別水道料金ランキング
	第 3 回	7 月 21 日	これまでの審議内容について 今回のテーマ「水道料金の体系案について」 水道料金の体系について 費用ごとの性質と考え方について 基本料金と従量料金の割合について 水道料金体系案について 答申書案について
	第 4 回	8 月 25 日	答申書案について

※ 答申書案については、2 回の文書審査を経て決定した。